

司会

定刻となりましたので会議の方はじめさせていただきます。はじめに、建設部次長渡辺が挨拶を申し上げます。

渡辺（建設部次長）

皆さんおはようございます。建設部次長の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。皆様には、本日お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろ県政の推進にあたりまして格別の御理解と御協力を賜りまして、改めて感謝申し上げます。さて県では、人口減少の克服、秋田の創生ということであきた未来総合戦略を昨年10月に策定しており、その中で、4つの目標を掲げて今年度から取組を本格的に進めているところですが、航空機産業であったり、新エネルギーといった今後成長が見込まれる分野の整備、あるいは農林水産業の成長産業化の促進、観光を中心とした交流人口の拡大、そういったことに積極的に取り組んでいくつもりであります。一方社会資本の整備につきましては、これらの取組を縁の下で支える不可欠な施策であると考えておりますので、県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備や、自然災害に対する防災・減災対策など、秋田の産業と暮らしを支える基盤づくりについて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。こうした中で県内高速道路について申し上げますと、東北中央道の院内道路、日本海沿岸東北自動車道「鷹巣ICから二井田真中IC」間が、今年度中に開通の運びとなっております。県民悲願であります全線開通にまた一步近づいたものと考えております。また近年、台風や局地災害が非常に頻発しておりまして、近いところでは先日岩手県あるいは北海道において台風により大きな被害が発生しているところでありますし、本県も3年前には土石流災害で大勢の方が亡くなる災害がありましたし、昨年の大仙市の斉内川では堤防が決壊するなど毎年のように台風などの被害がありまして、復旧工事を進めているところであります。このように、地域経済の活性化や雇用拡大、県民の安全・安心、こういったことについての公共事業に関しての役割が非常に重要であることは今更いうまでもございませんけども、事業の実施にあたりましては、事業をより効率的、効果的に実施する、あるいはストック効果の早期発現、コスト削減に取り組んでいるところです。こういった方針に加えて、必要性、緊急性などを個別に判断したうえで、農林水産部と建設部合わせて13件の新規事業を諮問させていただくものであります。皆様から忌憚のないご意見を頂戴しながら事業の適正な執行に取り組んでまいりたいと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

司会

今回は、今年5月に委員の改選を行ってから最初の委員会でありますので、本日出席されている委員の皆様を御紹介いたします。お名前をお呼びしますので、ご起立の上一言自己紹介をお願いいたします。一色順子委員です。

一色委員

おはようございます。秋田県防災士会の一色です。よろしくお願ひします。

司会

井良沢道也委員は若干遅れておりますので、後ほど御紹介いたします。齊藤靖子委員です。

齊藤委員

男鹿温泉の萬盛閣で女将をしております齊藤靖子と申します。今日はよろしくお願いたします。

司会

左治木敦子委員です。

左治木委員

はじめまして、左治木と申します。国際教養大学専門職大学院の日本教育実践領域という長いところで教えております。今日からお世話になりますので、よろしくお願いたします。

司会

徳重英信委員です。

徳重委員

おはようございます。徳重です。秋田大学で専門は土木工学のコンクリートを専攻しております。昨年に引き続き、よろしくお願いたします。

司会

藤原絹子委員です。

藤原委員

NPO法人秋田花まるっグリーンツーリズム推進協議会の藤原です。よろしくお願いたします。

司会

松渕秀和委員です。

松渕委員

秋田経済研究所の松渕です。引き続きということでよろしくお願いたします。

司会

山本まゆみ委員です。

山本委員

おはようございます。マックスバリュ東北で環境・社会貢献部を担当させていただいております山本でございます。よろしくお願いいたします。

司会

なお、込山敦司委員並びに永吉武志委員は所用のため欠席されております。

続いて、県側の出席者を紹介いたします。はじめに、農林水産部の出席者です。瀧川農林水産部次長。

瀧川（農林水産部次長）

瀧川でございます。よろしくお願いいたします。

司会

伊藤農山村振興課長です。

伊藤（農山村振興課長）

伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会

村上農山村振興課政策監です。

村上（農山村振興課政策監）

村上です。よろしくお願いいたします。

司会

次に、建設部の出席者です。渡辺建設部次長です。

渡辺（建設部次長）

改めてよろしくお願いいたします。

司会

菅原道路課長です。

菅原（道路課長）

菅原です。よろしくお願いいたします。

司会

小野河川砂防課長です。

小野（河川砂防課長）

小野です。よろしくお願いします。

司会

都市計画課長代理柳沢都市計画課班長です。

柳沢（都市計画課班長）

柳沢です。よろしくお願いいたします。

司会

次に、委員長の選任と、委員長職務代理者の指名を行います。委員長の選任は「秋田県政策等の評価に関する条例」に基づき「委員の互選」により行うこととされております。いかが取りはかったらよろしいでしょうか。

徳重委員

今回再任されました、松渕委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

司会

今回再任されました松渕委員にお願いしたいという徳重委員からの推薦の御意見がありました。皆様いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

司会

皆様御異議のないものと認められますので、松渕委員に委員長をお願いいたします。

続いて、委員長が不在の際に職務を代理する職務代理者については、委員長が予め指名することとなっております。松渕委員長、職務代理者としてどなたかを御指名願います。

松渕委員長

徳重委員にお願いしたいと思います。

司会

徳重委員には委員長の職務代理者としてよろしくお願いします。

それでは、委員長に選任されました松渕委員は議長席にお移りいただきます。

それでは、ここで松渕委員長に御挨拶をお願いいたします。

松渕委員長

改めましておはようございます。委員の皆様、大変お暑い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど次長の方からもお話ありましたが、近年は集中豪雨等によりまして災害が頻発、今年4月には熊本地震が発生し、8月には北海道を

はじめとした日本列島に台風が次々と来襲するなど、全国各地で洪水被害、土砂災害、豪雪等、様々な自然災害が発生しておりまして、多くの方が犠牲となっております。こうした災害から自然や財産、これらを守るには公共事業のハード整備、それからソフト対策、防災・減災の対策の推進が非常に重要であると考えております。

また、公共事業はこれまで景気対策の側面に焦点があてられてきましたけども、今後は事業拡大の経済効果、ストック効果を再認識し、効果的なインフラ整備、これを行っていくことが求められております。一方で農林水産関係、TPP協定に関しまして大筋合意に至った訳ですけども、米や牛肉・豚肉などの分野において本県農業への影響が懸念されており、農家が将来に向かって安心して取り組むための基盤づくりが急務となっております。

本委員会は秋田県の公共事業につきまして、様々な角度から議論してきておりまして、本日は農林水産部と建設部が所管する合計13件、これの新事業につきましてご意見を頂くことになっております。県では公共事業を展開する上で、委員の皆様の見解を参考にしながら、事業を進めていくということでありまして、こうした機会は、非常に貴重でありまして、秋田県の今後の発展に密接に関係するものと考えますので、皆様の忌憚のない御意見よろしくお願ひします。

なお、本日の終了時間12時を予定しています。審議の進み方によりましては早く終わる可能性もありますし、逆に延びる、長くなるかもしれませんが、時間を超過しないように進めたいと思ひますので、皆様の御協力よろしくお願ひします。

司会

ありがとうございます。ここからの進行は松渕委員長にお願いいたします。

松渕委員長

それでは、ただいまから平成28年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、委員総数10名中今現在7名が出席しておりますので、「秋田県政策等の評価に関する条例」第13条第3項に定める定足数、これを満たしていることを報告いたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

まず始めに、審議の前に事務局の方から「公共事業新規箇所選定会議」の結果等についての報告をしていただきます。今回は改選後すぐの会ということで初めて出席される方もおりますので、本委員会の位置付けについても併せて事務局の方から説明いたします。

事務局

公共事業評価専門委員会の位置付けと新規箇所選定会議の結果について、御説明いたします。お手元に配付させていただきました、4枚目の上部に公共事業評価専門委員会の位置付けについてと書かれたフロー入りの資料を御覧ください。

はじめに、公共事業評価専門委員会ですが、上段にありますとおり県が行う公共事業評価の客観的且つ厳格な実施及び評価結果の事業への反映等を目的としまして、県が事前に行いました評価結果について調査、御審議いただきます。

今回の新規箇所評価ですが、県条例に基づき、新たに行う総事業費が1億円以上の公共

事業箇所について事業の必要性や緊急性、有効性等の観点から評価を行うものです。

県の評価のプロセスは、事業の担当課長が一次評価を行ったあと、評価制度を所管する総合政策課が二次評価を行い、予算を所管する財政課の意見を踏まえた上で、知事、副知事等で構成する新規事業箇所選定会議において最終評価を決定しております。

今年度は8月4日の選定会議に諮られた案件は、計13件ありまして、農林水産部所管事業が6件、建設部所管事業が7件となっており、これらの最終評価結果は全て事業実施が妥当と評価されております。

本日は、専門的な立場や県民の視点など、委員の皆様それぞれの立場から幅広い御意見をいただき、その結果について県の対応方針に反映させてまいりたいと思います。以上です。

松淵委員長

それでは、諮問のありました13件の事業につきまして、調査・審議を行いたいと思います。

あらかじめ各委員には資料を送付しておりますので、時間の都合上、県からの説明箇所は農林水産部が6件のうち2件、それから建設部が7件のうち3件、合計13件のうち5件を抽出しての説明とさせていただきたいと思います。

抽出にあたっての概要等については、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局

公共評価専門委員会における説明箇所の抽出について御説明いたします。

説明箇所の抽出については、委員会の時間的制約等を勘案し、13件の諮問箇所のうち特に説明の必要性が高いと判断した箇所を抽出した上で、事業概要の説明を行い、そのあと説明箇所以外も含めた全諮問箇所について併せて御審議を行っていただきます。説明箇所の抽出における基本的な考え方としましては、同一事業に片寄ることのないようバランスに配慮することとし、総事業費の高い箇所や特徴的な要素が大きいなど、委員の皆様の説明を要すると判断した箇所を抽出することとしております。

なお、県の選定会議において、対応方針が改善して選定、または保留として委員会に諮問された箇所がある場合は、優先的に説明を行うこととしておりますが、今回はこれに該当する箇所はございません。このあと、各課より事業概要の説明をする際に抽出理由も含めて御説明させていただきます。以上です。

松淵委員長

ただいま説明にありましたとおり、説明は絞られておりますけれども、委員からの質疑・意見交換、これは抽出箇所を限定せず13件全ての諮問が対象になります。

それでは、最初に農林水産部所管の件について審議を行いたいと思います。

農山村振興課の方から御説明をお願いいたします。

伊藤（農山村振興課長）

農山村振興課長の伊藤です。私の方から農林水産部所管事業6件のうち2件について御

説明いたします。

資料は、お手元の資料、農林水産部というタグのついたページをお開きいただきたいと思います。1枚めくりますと位置図がついていますが、こちらは29年度における新規事業箇所としてのご審議をお願いする地区でありまして、ほ場整備事業が5地区、小水力発電施設整備事業が1地区の合計6地区となっております。説明につきましては、事業が2種類ございますので、1地区は小水力発電施設整備事業の農一新06上市地区についてご説明いたします。また、ほ場整備事業につきましては、面積が一定の広がりを持ち、事業費が高いこと、それから生産だけでなく加工や販売にも取り組んでいることから、農一新01河戸川・浅内地区について、抽出して御説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきたいと思います。こちらは県のほ場整備事業の概要について記載した資料であります。詳しい説明は省略いたしますが、整備面積が平成12年、13年ごろから長期的にだんだんと減ってきておりますことや、近年はTPPの関係からか要望地区が少し増える傾向にあることを記載しておりますほか、ほ場整備事業の効果や効用についても記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、ほ場整備地区の御説明をいたします。農一新01のタグをお開きいただきたいと思います。こちらは位置図になっております。ここは能代市の河戸川・浅内地区でありまして、日沿道の能代南インターチェンジの北側に広がります平場の水田地帯であります。ここは、現状10a区画に整備されている地域であります。地区の周辺にありません河川ですとか、下の方に記載しております浅内沼の水位が高くなっておりまして、排水不良となっている地区であります。米以外の作付けが困難な地区となっております。このため事業におきましては、区画の大区画化と合わせまして、用排水路や暗渠排水を整備して米以外の作物を作付け可能にしますとともに、水源となっております溜め池や揚水機の改修を行うことにしております。1枚ページをお開きいただきたいと思います。写真が付いております。地区の区画が小区画になっている様子ですとか、農道が非常に狭い様子、それから水路の水位が高く水が抜けにくい感じですとか、水路が土水路で、維持・管理に苦労している様子がお分かりになるとと思います。

もう1枚お開きいただきたいと思います。A3横の資料で事業の内容や、地区の営農計画の概要について御説明をいたします。こちらは、受益面積が247.8ha、関係農家は261戸、事業費の総額は60.9億円となっております。こちらでは地区内農地の95%を集積しますとともに、大規模法人を設立しまして、その法人に地域の85%を集積する計画としております。この法人を中心としまして、園芸メガ団地を造成するとともに水稻、ネギ、大豆をそれぞれ100ha作付し、全体で10億円の販売を目指す計画となっております。また、ネギ以外でもアスパラ、山ウドなどの高収益作物の生産拡大を行いますとともに、ネギの残渣等を活用した有機肥料によりまして、循環型農業を推進する計画となっております。さらに、女性部が中心となりまして、野菜や加工品の販売にも力を入れ、6次産業化を強力に進めることとしております。

資料を1枚お開きください。こちらは新規箇所評価の調書でございます。事業の目的ですとか事業内容については、ただ今御説明したとおりです。もう1枚めくっていただきますと、評価調書が記載されております。農山村振興課の方で一次評価をしておりますが、こちらの地区は水田の区画が小区画であることや道路が狭小であること、用排水路が用排

兼用で土水路が殆どであるということなどから、事業の必要性が高くなっておりますほか、65歳以上の耕作者が55%ということで、事業の緊急性も高くなっております。また、営農計画でも高収益作物を取り入れた計画を進めることにしていることや、農地の集積率が94.7%と高率になっていることから、有効性の評価が高くなっております。また、費用対効果の面でも評価が高くなっておりまして、合計の評価点は88点ということでランクが「I」、優先度が「かなり高い」という評価をさせていただいております。併せまして、総合政策課長の二次評価、それから財政課長の意見もいただいております。両者とも高収益作物の導入をする計画であることや、6次産業化を併せて進めることなどから、概ね必要性や有効性の評価が高くなっておりまして、新規箇所選定会議においても事業実施が妥当という評価を頂戴しております。ほ場整備事業の説明は以上であります。

次に、小水力発電施設整備事業の説明をさせていただきます。資料は農一新06ですが、その前に、農一新01の1ページ前にあります農業用施設を活用した小水力発電施設整備の現状と計画について説明させていただきます。小水力発電施設整備事業は、この専門委員会にかけますのは初めてになりますので、事業の全体概要について簡単に御説明させていただきます。事業を進めるに当たりましては、最初に調査を行いまして、そのあと有望な地区について施設整備を進めていくこととなりますが、調査も最初は小水力発電の可能性を判断するための可能性調査を行った上で、その中で有望な地区について事業化調査で綿密な検討を行うこととなります。事業化調査の結果、採算が十分取れる地区で地元の合意を得られるところについては、具体的に実施設計に移りまして、設計終了後に施設整備を行っていくという流れになります。今年度は既に5月に、県内2カ所で小水力発電施設が、今まで説明しましたような流れを経て、発電を開始しているところでございます。

今後の計画であります。下の表を御覧いただきたいと思っております。今年度実施設計を行っている箇所が上巾地区、真木関根地区の2カ所でありまして、これを踏まえて来年度及び平成30年度の2カ年で施設整備を行っていく計画としております。新規事業箇所としては2カ所ありますが、本専門委員会の評価の対象となりますのは、事業費が1億円以上ということでありますので、今回は由利本荘市の上巾地区について御審査をお願いしたいと思っております。

それでは、農一新06をお開きいただきたいと思っております。こちらは位置図でございます。位置図の下の方に小さく四角井戸溜池が記載されておりますが、こちらの方から水が北の方に流れておりまして、最終的には旧西目町の西目小学校の向かい側に広がります450haの水田地域に水が供給されております。この途中の幹線用水路に小水力発電施設を整備しまして、発電を行うというのがこの事業の計画であります。

1枚めくっていただきたいと思っておりますが、A3横の資料で事業の概要について御説明させていただきます。工事概要であります。総事業費は3.3億円、予定工期は平成29年から30年の2カ年でございます。工事内容は、右下の概要図を御覧頂きたいと思っております。先ほど御説明しました四角井戸溜池から上巾幹線用水路を通過して水が流れております。その途中にヘッドタンクを整備しますとともに、既設の水路に並行して713mの水圧管路を整備いたします。その水圧管路の終末部分に発電施設を整備して発電を行い、発電後の水については、また水路に戻して灌漑に利用するということになっております。次

に、発電計画であります。使用水量は毎秒0.368から0.572立米でございます。これを年間292日発電に使い、有効落差24メートルを活用して、年間約47万キロワットアワーの発電を行っていくことになっております。この電力量は、一般家庭約156世帯分の年間使用電力量に相当いたします。この電力を全量、東北電力に売電いたしまして、売った総額から経費を差し引いた約600万円が収益となります。それを由利本荘市土地改良区の施設の維持管理経費に充てる計画となっております。農家負担の軽減にもつながる事業であります。1枚お開きいただきますと、現況写真があります。既存の水路の横で取水をして管路を埋設し、終末部分に発電施設を整備して発電する状況がお分かりになるかと思っております。

2枚おめくりいただきますと、評価調書がございます。こちらの事業は、T P P合意等で、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農業施設についての維持管理費を節減し、農家負担を軽減することが求められていますので、そういった点で必要性の評価が高くなっておりますほか、売電のF I T制度を活用する予定となっておりますが、近年そのF I T制度の買い取り価格が引き下げられている傾向となっておりますので、緊急性の評価も高くなっております。また、発電原価に対する売電価格の割合が高いことなどから、効率性の評価などが高くなっておりまして、評価点の合計は83点、ランクは「I」、優先度は「かなり高い」という評価にいたしております。総合政策課長の二次評価、財政課長の意見におきましても土地改良区の維持管理費増加という課題に対応する事業であることや、再生エネルギー導入にも貢献する事業である点などが評価されておりまして、必要性、有効性が高いという評価をいただいております。新規箇所選定会議におきましても、事業実施は妥当という評価をいただいているところであります。

以上の2件が、農林水産部関係の新規事業箇所であります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございます。ただいま農林水産部6件のうち2件について説明ありましたが、この2カ所に限定せず6件の諮問箇所に対しまして、なにか御質問・御意見ございませんでしょうか。

山本委員

農一新一1から5までの事業は農地集積加速化基盤整備事業となっておりますが、県内の農地の計画の中期的な目標数値と、それから今回の新規箇所を含めた実績数値、計画通りに遂行されているかということをお教えいただきたいと思っております。

伊藤（農山村振興課長）

ほ場整備の事業計画でございますけれども、農林水産部というタグがついている資料の位置図の後ろ、資料の2ページに今後の要整備面積等についてお示ししております。県内に水田面積13万haがございますが、このうち県では、整備が必要な30a区画に満たないような地域10万5,000haについて要整備面積としております。27年度までに、このうち約8割の8万7,000haが整備されておりまして、今後は残りの1万8,0

00haについて整備を進めていく計画になっております。

また、今後の予定は、ページ右の「年度別採択希望地区数・面積・事業費」にあります。29年度の新規地区は5地区で643haということで、この中ではそれほどでもないんですが、近年各地元の方からもほ場整備の新規要望が増える傾向にありまして、29年度から33年までの5カ年では新規採択として約5,300haを整備していく計画としております。

松渕委員長

そうすれば、残りが1万8,000haで、それから33年までの希望地区が5,300ha、まだ残っているということですか。

伊藤（農山村振興課長）

そうです。

松渕委員長

あとこのほか、年度ごとに割り振られた金額を見ると今後、額が増加する傾向にあるということですか。

伊藤（農山村振興課長）

そうです。おっしゃるとおりでして、これまでは、大体年間500haくらいで推移してきたところですが、近年新規事業の要望が増えている状況にあります。平成27年度はTPP関連の補正予算がありましたので、28年度は必要な予算が確保されたところでもありますけども、今後は約束されているわけではありませぬので、県としても地元の要望に応えられるように予算確保に努めてまいりたいと考えております。

松渕委員長

山本委員よろしいでしょうか。

山本委員

ありがとうございます。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

齊藤委員

齊藤でございます。どの資料も大変見やすく分りやすく、かなり積極的な展開をされているなと思ったのですが、どちらかというと県内で消費をするというような、県内の給食センターとかそういったところに販売するというようなところが結構多くみられました。もちろん地産地消ということで、県内で消費されるということは喜ばしいことなんですけれども、やはり人口減少もありますし、積極的に外に展開していくような、も

うちちょっとそういったところを打ち出していただきたいなと思いました。なかなかそういったところをご本人さんたちだけでは進めていけないと思いますので、そういったところのフォローをもっと今後取り組む方たちにも、できれば外に展開していくという、前回も言ったのですけれども、国内だけでなく海外にも転換していけるような、中身をアドバイスしていただきたいなということが1点ございました。意外と比較的若い方々が中心になっていたり、女性の方が中心になっていたり、すごく積極的だなと思ったんですけども、実際には年齢が高い方がまだまだいらっしゃる状況だと思いますので、その間を取り持つというか、そういったところにも行政として積極的に関わっていただきたいなということも一つあります。

それから、電力の発電のところは、こういった事業が初めてだったので私もすごく興味深く拝見したのですけれども、一つ小学校が環境教育の視点でも大変有効になるというような話がありました。これは、例えばそういった点では、見に行つて授業の間、授業の一環として見に行つてそういったところで勉強をするという環境づくりというか、環境整備はされているものなのか、また、もしそういったことが可能なのであれば、外からいらっしゃるお客様も御案内して見ていただけるような状況が整うのか、そういったところもちょっと教えていただければと思います。以上です。

伊藤（農山村振興課長）

最初に、農産物を県内だけでなく県外にも出していくと御指摘ありましたけども、実は今回の5地区については、市街地の近くで営農しようというところが2地区、県外に向けて、農業生産を大規模にやっというところが3地区ありまして、例えば農一新02の下新城笠岡西部地区は、少量・多品目な農産物を生産して近くのスーパーでの販売を今後やっていきます。農一新03の大戸百崎地区、これはヴァンベール大平台と山手台のちょうど間にあつて、住宅がすごく近くにたくさんあるところですので、そういうところの近くに加工施設を作つたり、あるいは直接訪問販売したりして、都市近郊という地の利を活かして営農していくという取組であります。一方で、例えば農一新01の能代市の河戸川・浅内地区の場合は、水稻、大豆、ネギそれぞれ100haを大規模に作付してこれを県内にももちろん出しますけれども、「白神ネギ」というブランドで県外にも出していきますし、農一新05の境町西部地区の場合は、キャベツを県外の野菜の加工業者と連携して、販売していこうというところでもあります。全部県外ということではありませんけれども、それぞれの地域の特徴を活かしながら、農業生産を展開して所得を確保していこうという取組が計画されております。それから、輸出につきましては、県内の取組としてはまだまだでありまして、米は比較的多いんですけども、最近は秋田牛とか比内地鶏とかそういったブランドとして外に出していけるようなものの輸出に取り組んでおりますので、農家ともいろいろと相談しながらそういった取組も進めていければと思っております。

それから、小水力発電の教育への活用とか環境に向きあう教育というご提言ですけれども、まさにそのとおりでありまして、この事業は新エネルギーによる発電と言いますか、環境に優しい方式で発電をしているということなんですが、土地改良施設は農業生産だけでなく、水環境を保全したり、あるいは洪水を防止したりとか色々な効果がありますので、

そういうものと併せてこの地区を学校教育とか社会見学とかで活用してもらったり、あるいは県内外から来られた方へ紹介して、こういった事業が果たしている役割等についても大いに PR していければと思っております。我々も何度かお邪魔したり、あるいは会議の中で紹介してもらったりということはありますけれども、管理しております由利本荘市土地改良区でもそういった求めには積極的に応じていただいている状況でありますので、是非、引き続きそういうふうを活用していけるよう、県としても必要なサポートがあればしてまいりたいと思います。

松渕委員長

よろしいでしょうか、ほかにございませんでしょうか。

左治木委員

今の齊藤委員の発言とちょっと重複するかもしれないんですけど、農一新一の A 3 のきれいなカラー刷りのところに、水稻、大豆、ネギで 10 億円の販売というふうを書いてあって、私大豆なんかは特に 2006 年にアメリカの雑誌のヘルスというのが世界の 5 大健康食品に選んでいるので、すごく可能性のある食品であり、製品ではないかと思っっているんです。ネギなんですけれど、乾燥ネギって割と私のイメージだと、非常にあまりお高くないというか利益が出ないようなものに思うんですけど、これトータルで 10 億円という販売額が可能なのかなという一つ疑問というか思いました。ネギは今すごくファンの方もたくさんいるし、雑誌も出ているくらいですので、もう少し新しい使い方と一緒にレシピとか、一緒に販売を促進するわけにはいかないのかなとちょっと素人考えで申し訳ないんですけど思いました。

それから、水力発電の方は非常に私も興味深く拝見させていただいたんですけど、お金の方の総事業費、補助率が国が 50%、県が 25%ということですけど、そうすると残りの 25%を市が補助するの点と、それから水力発電を入れた後の維持管理費で 600 万円の軽減額があるというんですけど、残りはどうやっていらっしゃるのかなということをちょっと疑問に思いましたので、お答えいただければ幸いです。以上です。

伊藤（農山村振興課長）

最初にネギのところから御説明いたしますが、実は水稻、大豆、ネギで、3つで 10 億円の販売額を目指すというのは、この地区がもちろん中心になりますけども、その隣接する地区全体でこの金額を目指すということでして、その内訳をちょっと御説明しますと、米が 1 億 3,000 万円、大豆が 3,400 万円、ネギが 9 億 4,500 万円ということでした、単価なんですけど大豆はどうしても低くなっております関係であり伸びておりません。ネギが大部分を占めておりまして、これを合計しますと 11 億 1,000 万円ぐらいになるという計画であります。白神ネギは非常に柔らかくて食べてもおいしいということで、大変評判が良く、もちろん生でも出しておりますけども、加工については、ネギは旬の時期に生産が集中しますので、その出荷ができない時期にも加工した乾燥ネギがあれば売れるということで、加工に取り組むということになっております。色々なレシピも一緒に提案することで、さらに販売が伸びるのではないかと御提案ですが、まさにその

とおりでと思います。単に加工販売に取り組むだけでなく、そういった料理の仕方とか活用の方法を提案することで、さらに販売や販路の拡大にも結び付くと思いますので、委員からいただいたご意見については地元の方にも伝えまして、そういった取組を県としても促進していくように参考にしてまいりたいと思います。

あとは、小水力発電の方ですけれども、補助率は国が50%、県が25%で、残額25%については土地改良区の負担になります。年間の軽減額600万円ですが、この土地改良区は色々な土地改良施設を所有して、維持管理を行っております。水の管理もそうですし、水利施設のメンテナンスや、老朽化すれば更新や修繕ということも必要になりますので、元々土地改良施設の維持管理費はかかっているわけですけれども、せっかく1秒間に0.5立米というオーダーで流れている水を有効に活用することで、そうした一定程度かかっている土地改良施設の維持管理費の節減につなげることができればということで、この事業を活用することにしております。その年間の費用節減額が計画では600万円を見込めるということにして、そこの費用が節減されますと農家に土地改良区が求める負担金が安くなって、農家の方に利益が還元されていくという仕組みになっています。

松淵委員長

確か白神ネギ、8億円くらい県外に売っている実績があるのでは。

左治木委員

素晴らしいですね。

松淵委員長

ここの地区ではないかもしれませんが、ですから白神大豆とか白神のネームバリューというのはあるのかも。ほかに、どうぞ。

藤原委員

先ほどの伊藤課長の御説明にも、そうなんだなと思って見ていたんですが、今回のほ場整備は市街地で行なわれるということでグリーンツーリズムに取り組む中でも、特に秋田市でやりたいといった場合は都市計画法に阻まれて、言い方が悪いんですけども、やりたいという気持ちが、計画でとん挫してしまったり、諦めてしまったりというような話も聞くことがあります。今回のほ場整備をきっかけに参画している農家や法人が取り組むことができるのであれば、地元との相談になると思いますが、計画の時点からそういった対応ができるように盛り込んでいただければなと思います。それに併せて今秋田市でも、私も委員になっているんですが、グリーンツーリズムのマスタープラン、まだ来年度からのスタートのものを今作成中ですので、こういった今回県のほ場整備は、市街地で行なうということで、1歩打って出ている感じだと思いますので、そういったマスタープランにも反映してもらえるような内容でやっていただければなと思った次第です。

あと、小水力発電についても、私もいつも土地連さんと一緒に種苗交換会でPRさせていただいている中で、ここ何年間、小水力発電の模型を展示させているんですが大変来場者の反応が良くて、とても子どもたちも群がっていますし、おじいさん、おばあさん方も

群がってすごく興味を持って見てくださっているのです、そういったものが実際に運用されている様子を見ることができて、尚且つその回りにビオトープだとかそういったゆっくり休めるような場所も併せて整備されると、何回もうちの方の事業に関連づけてしまいますが、そういったグリーンツーリズムで訪れた方も参画できるようなスポットになり得るのではないかなと思った次第です。

伊藤（農山村振興課長）

グリーンツーリズムとの連携という話ですけれども、市街地の近くで農産物を使って加工などに取り組んで、消費者に受ける新たなものが開発されたり、あるいはそこで生産したものを活用して、体に優しい自然の料理を提供するということができるれば、近くにもたくさん人がいますし、グリーンツーリズムとしても発展していくと思いますので、そのとおりだと思います。ほかの事業の地区に関して申し上げますと、おそらく今は新たに規模が大きい事業に取り組んで、まずは新しい営農計画を軌道に乗せることで手一杯というところが多々あると思いますので、そこら辺の事業の進捗状況を見ながら、新たな展開ということも提案し、連携して進めていければと思います。

それと、小水力発電施設ですけれども、うちの課でグリーンツーリズムを推進しておりまして、そのグリーンツーリズムも決まったルートだけ回っているのではなくて、色々な体験だったり、見学だったりというコンテンツがたくさんあると、さらに魅力が高まるということもありますので、こうした今まではなかった、農業用水を活用した身近な発電所というものを見ていただくということも非常におもしろいと思います。私自身も見ておもしろいですし、有望なコンテンツだと思います。その近隣の環境整備といいますか、例えば休憩所とか見学できるような施設ということにつきましては、この事業ではちょっとそこまでは対象としておりませんので、どういった対応が可能かということについて、土地改良区さんとも相談しながら考えていきたいと思っています。

松淵委員長

藤原委員よろしいでしょうか、ほかにございませんでしょうか。

一色委員

一色です。小水力発電の施設整備事業はすごく素晴らしいものであるんですが、この計画とかを見ていますと、防災に関連づけた言葉が何もないんです。折角、あちこちに発電機という素晴らしいものが設置されるのであれば、できるのであれば、防災の計画まで考えていただけるように何かいい案はないかなと思います。何かあったときにその発電を使えば携帯電話を充電できたりとか、いろいろできると思いますので、そこまで考えているかどうか教えて頂ければと思います。

伊藤（農山村振興課長）

防災の観点での施設の活用ということで、御指摘をいただきましたけれども、この施設自体は農業用水を有効活用して発電施設を整備することによって、その収益を農家負担の軽減につなげようという目的で施設整備を行っているものですので、例えば停電時、一般

的な家庭の電力供給に役立てるということまでは、ちょっと想定しておりませんでした。また、発電した電力は一旦東北電力に売電するといいますか、電柱に戻してやるという関係もあって、それを直接一般家庭へ停電時に振り分けるというのは、結局、東北電力さんの電線を通じてしか動かせませんし、一度東北電力さんに渡してしまうと、それを小水力発電分として区分けするというのはなかなか難しいのかなと思いますので、ちょっとこの事業でそこまですることはなかなか難しいのかなと考えております。

徳重委員

全体的には進めていくべき事業だと思いますけど、3つ教えていただきたいんですが、まず1つは、先ほどの水力発電の維持管理費のお話であります。600万円削減というのはトータルどれくらいか、ちょっと難しい質問かもしれませんが、トータルどれくらいのうちの600万円減なのか、600万円は果たして安いのか高いものなのか、ちょっと分かりませんので、もしお分かりになるのであれば教えていただきたいと思います。2つ目が、小水力発電のマスタープランについてなんですけれども、農一新一〇一の前のページに記載されていますが、可能性調査実施というのが1番から26番まで並んでるんですけども、その中で例えば事業化調査実施14箇所あるいは実施設計5箇所、特に可能性調査が終わったあとに事業化調査に向かうことになると思いますが、この部分ていうのはどういう差があるのか、可能な範囲で教えていただきたいのが一つ。それから最後3つ目なんですけれども、すみません、基本的な知識かもしれないんですけども、ほ場整備で大体の集積率が90%前後ですが、すみません単純にあとの10%はどうなるのか、なぜ9割前後なのかなと基本的なことかもしれないですが、教えてください。

瀧川（農林水産部次長）

今手持ちがございませぬので、ちょっと分かりかねますが、おそらく由利本荘市土地改良区という組織の抱えている年間の管理費というのは億のオーダーではないかと思っております。そういう意味で言うと10%に満たないようなもの。5、6%とか、ちょっと正確な数字ではありませんが、つかみで言うとそれくらいではないかと思っております。

徳重委員

5、6%でも十分有効な削減だと判断されているということですか。

瀧川（農林水産部次長）

そうですね。秋田県の小水力発電は適地の選定が難しく、なかなか出てくるものでもないというのが現実です。昭和の第二次オイルショックの後あたりから取り組んできていて、全国的にはそうなんですが、東日本大震災の後に固定価格買取制度ということで、風力であれば秋田県の沿岸にどんどん増えましたけども、ああいう風にどんどん増えるものでもない。買取価格が引き上げられましたので、小水力発電を加速できるかと思っていましたところなんですけども、昭和58年から事業をやってきて、固定価格買取価格制度が始まるまでの間に全国で導入された箇所数が二十数カ所です。以前の買取価格で見合う数というのはそんなものしかなかったということです。それが買取価格が小水力発電の場合3倍

ぐらいに引き上げられましたので、これで一気に進むと考え、秋田県内の調査を実施したわけですが、固定買取価格制度の導入後では、秋田県では、これが3カ所目の取組になります。秋田県では、固定買取価格制度が始まるまでの農業用水を利用した小水力発電は1カ所しかありませんでした。それに対して、今年完成したのは2カ所で、来年取組もうとしているのは2カ所ということで、今稼働中のものが3、来年取組もうとしているのが2、そのうち3つは由利本荘市土地改良区の管理という、年間を通じてロスが少ない、毎日のように発電できる、落差、それから水量そういったものの条件が良いところというのは限られていて、由利本荘市土地改良区においては3基目の取組みなんですけれども、1基だけで見れば小さいかもしれませんが、今までの2つを合わせてやりたいと考えています。本来私も県庁としては県内各地でやりたいところですが、なかなか難しいところがあります。

それと、2点目の御質問で可能性がありそうな60箇所を調査し、採算の見合いそうな26カ所ということでしたが、今申し上げたように適地と思われる落差と水量が相当あるところから当たっていき、落差と水量が発電の基礎になるわけですが、365日の中で、何日回せるかということと、それから施設整備費がどれくらいかかるのか、お金がべらぼうにかかれば収益はありませんので、そういう設備投資費と年経費と、そこから得られる収入との見合いでプラスになるのではないかとというのが26カ所で、そこから施設管理者たる土地改良区が、25%土地改良区に負担してもらいますので、その設備投資を負担してでもやりたいと判断するかどうかといったようなステップで進めています。

徳重委員

10%残っているというのは。

瀧川（農林水産部次長）

集積率というときに、誰に対する集積率かということで、担い手という言葉を使っていますが、農業の担い手、林業の担い手、水産業の担い手いろいろありますが、農業の担い手と呼んでいるときには、いわゆる認定農業者制度という制度があります。販売とか、生産とか目標を立てて、市町村長の認定を受けるという仕組みがあります。その認定を受けると各種融資等を受けられるのが認定農業者制度です。将来にわたって農業で頑張るといふ計画を立ててらっしゃる農家の方を担い手として登録する認定農業者制度が一つと、もう一つは集落ぐるみで営農組織、あるいはそれを法人化して営農法人を立ち上げて、個人ではなくて組織で営農していくというタイプがあります。今回の計画の皆さんは集落営農タイプが多く、その認定農業者という個人か組織というのを担い手として定義していて、それに対する集積の割合を90%という目標にして合意形成を行っています。残る10%は何かというと、いわゆる自分で消費する方であったり、趣味的な農業をする方であったりという、自給的農家という言い方をしますけれども、自分の体あるいは機械が動くからまだ自分でやるという方々の農地までを担い手に集積することはしませんので、今の合意形成の段階で90%というのはそういう個人の方が残るといふ計画にしています。いずれ、そういう方々も機械の老朽化、あるいは自分の体調悪化をきっかけにやめたり、法人に預けたいということになっていけば、事業完了後も集積率は高まっていき、いずれ法人なり

個人なりが地域の代表として生産していきます。

徳重委員

ちなみにその集積率は100%というところは存在するんですか。

滝川（農林水産部次長）

あります。

徳重委員

先ほどの600万円減についてですが、全体の維持管理費からすると600万円減、それが売電収入。私は否定的にこんなことを言っているのではなくて、エネルギーの分散とかいろんな意味で進めた方がいいと思うんですけども、新しい施設をつくることによって発生する維持管理費もあると思うんです。その辺をどのように600万円の評価をしていくのかというのが。

瀧川（農林水産部次長）

東電さんの固定買取価格制度というのは、東北電力が約束してくれる固定価格、買取期間20年間というのがありますので、法律上保障されている制度です。その20年間のキャッシュフローを作成するわけですけども、その施設の投資に係る設備投資の負担と、それから発電機を管理しなければいけないので、年間のその施設の管理費、壊れたところを直す、電気管理技術者の資格も必要、そういうランニングコストを差し引いたところで手元に残るのが600万円という意味です。

徳重委員

それは予め織り込んでいるということですか。分かりました。

松淵委員長

ほかにございませんでしょうか。

山本委員

何度も恐れいます。農一新一及び2に6次産業化の取組が記載されておりますけれども、6次産業化のメリットというのは多々あると思うのですが、1つ気になる点として、その加工段階や販売の段階における衛生管理や表示器具の問題です。こちら皆さんご存知だと思っておりますけれども、昨今この点においては非常に厳格になってきておまして、当社でも従事者へのこれらの教育について非常に苦慮しているところでございます。このような衛生管理や表示の知識のノウハウに従事する方に教育する仕組みというのはあるのでしょうかということです。お願いします。

伊藤（農山村振興課長）

6次産業化と言いますか、加工販売は、農業生産だけをするよりも、やはり加工度を高

めて価格を高くした方が農家の所得が高くなるということで、県が進めているものであります。そこに踏み出すに当たっては当然県の振興局の普及部門が、衛生管理や表示についての指導というものを行っていていると思いますが、ちょっと制度的、例えば説明会を開いているとか、システマチックに決まった仕組みがあるかというところまでは、私はちょっと今十分把握しておりません。ただ、県には農業生産なり加工販売を進めるという立場の一方で、食品衛生管理をしっかりと守って衛生的な県民生活を確保するという立場もありますので、そこはおざなりにならないように現場の指導においてもしっかりと徹底してまいりたいと思います。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

松渕委員長

小水力は再生可能エネルギーにカウントされるんですか。

伊藤（農山村振興課長）

カウントされます。

松渕委員長

秋田県の再生可能エネルギーの自給率は全国で2位なんです。電力の31%、全国2位です。食料自給率これもカロリーベースで秋田県は2位なんです。

ふる里元気創造プラン、「高質な田舎」という言葉使われているんですが、高質の一面を支えるのがほ場整備だと考えています。

小水力発電の機械というのは、地元産、地元で作っている企業が「ものづくり補助金」もらってつくろうとしている企業があったのですか。それとも別のところですか。

伊藤（農山村振興課長）

今県内の大学と企業が連携して開発を行っているという話を聞いておりますけれども、この事業にはおそらく間に合わないと思いますので、今年度発電開始しました箇所については県外の設備を活用していますし、来年度以降の新整備において、もちろん開発が間に合って実用化段階になれば、当然その活用ということも視野に入ってくると思います。間に合わなければ県外の設備活用ということになってしまう可能性があります。

松渕委員長

分かりました。

また、農地中間管理機構で一生懸命やっていますので、ほ場整備をからめていくのかなと思っています。あと、再生可能エネルギーも製作も含めて県内業者の育成ということでつながれば非常に良い事だと思います。両方とも自給率、これが高まるということで、秋田県で一番心強いというか、自給できる基盤を支える事業だということに理解すれば、非常にスムーズに入っていくと思います。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、農林水産部の方は意見が出揃ったようなので、ここで一度休憩し、休憩後、建設部所管の7件につきまして審議を行いたいと思います。

再開は壁の時計で10時50分からとしたいと思います。

休憩

再開

松淵委員長

再開いたします。

それでは、都市計画課、道路課、河川砂防課の順に説明をお願いします。

柳沢（都市計画課班長）

都市計画課、都市整備班長の柳沢と申します。本来であれば課長の石川が説明させていただくところですが、かねてからの予定が決まっておりました本県が幹事を務めております県外の会議にどうしても出席しなければならず、今回は代理で私が説明させていただくことになりました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の県一新1のインデックスページをご覧ください。横手市の都市計画道路の八幡根岸線、根岸町工区であります。最初のページの位置図を御覧ください。今回の事業区間は、横手市中心市街地を東西に連絡する重要な幹線街路でありながら、横手側と横手公園に挟まれた住宅密集地の中の未整備のボトルネック区間となっております。今年3月に開通した中央線の整備に伴って、一部整備済みの八幡根岸線と旧道の交差点から、市立横手病院手前までの315mの区間であります。前後区間は2車線で改良済みですが、当該区間のみが未改良の1車線のままの状況となっております。

次に、折り込みの大きい平面図の方を御覧ください。向かって左の紫で着色した部分が、今年3月に開通した中央線の整備済み区間となります。旧道との交差点から図面の右側、東側になりますが、茶色で着色した道路が現状の未整備1車線区間となっております。資料に添付している写真のとおり、車の擦れ違いも困難をきたしている状況であります。この周辺には二次救急医療施設である市立横手病院、それから横手城南高校や横手南小学校、横手幼稚園といった教育、保育施設、それから、横手法務合同庁舎や横手市女性センターなどの公共施設、横手公園や冬のかまくら会場などの観光関連施設などがあり、歩行者、自転車交通量も多く、通学路にもなっているにも拘らず歩道が未整備のため、歩車道分離による歩行者の安全確保が早急に求められている区間でもあります。現況道路の道路幅員の断面イメージは、資料の図面の上の方にイラストで描いております。全幅で4.75mであり、特に冬期間は積雪や堆雪によりその状況を著しく悪化させている現状があります。このため本計画では、隣の将来の標準断面図のイラストのとおり、幅4.5mの自転車歩行者道を両側に整備するとともに、現状1車線の道路を2車線とすることにより、交通のボトルネック区間を解消し、併せて歩行者の安全を図るものであります。

戻りまして、1ページの方を御覧ください。全体事業費でございます。全体事業費は1ページに記載しておりますとおり、14億5,000万円、事業期間は平成35年までの7年間を予定しております。当課による一次評価につきましては、次の2ページから4ペ

ージに記載している5つの観点で評価しております。主な内容としましては、まず必要性としては、横手市中心市街地の幹線街路でありながら、前後改良済み区間の間に残された現状1車線の未整備区間であると、通学路でありながら歩道が未整備となっているというものであります。次に、緊急性といたしましては、災害時における周辺の指定緊急避難場所である横手城南高校などへの避難路としての役割があること、また市立横手病院などへの救急車両のアクセスとして重要な区間であるというものであります。次に、有効性として、周辺に多くの公共公益施設へのアクセス改善、それから道路拡幅による都市防災性の向上が図られるというものであります。次に、効率性として、当事業の費用便益費が1.33ということで1を上回っているというものでございます。最後に事業の熟度といたしましては、横手市及び沿線地元住民の組織から、早期整備の要望書が出されており、事業への協力が得られる状況であることなどを評価しているところであります。これら評価基準による合計点数は86点となっており、事業箇所としての優先度は高く、都市内の多様な機能、目的を持った道路整備として有効な事業であると考えているところであり、総合政策課長の二次評価においても妥当と判断されております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

菅原（道路課長）

道路課所管の3件のうち、1件について御説明いたします。

抽出理由であります。3件中、最も全体事業費が大きいということで、県一新一02の国道105号北秋田市阿仁の幸屋渡工区を御説明させていただきます。資料の県一新一02の位置図をご覧ください。最初のページでございます。内陸線の比立内駅がございまして、そこから2kmほど鷹巣側に行った場所が北秋田市阿仁の幸屋渡工区でございます。

めくっていただいて、4枚目にA3の図面がございまして、これで説明させていただきます。下の方に現況の写真がありますけれども、②の写真を見ていただきますと、急カーブで横転した大型車とか、あるいは③を見ると大型トラックが走ると歩行者に接触の危険があるとか、④では大型バスが対向車線にはみ出していくといった路線でございまして、幅員が狭くて、急カーブがあるというところでございます。また、右下の方に新聞の切り抜きを添付させていただいておりますが、小さくて字が見えないかもしれませんが、昨年の9月23日にバイクの方が、左カーブで曲がりきれなくて転倒してしまったというところでございまして、カーブが非常にきついで一人の方が亡くなったという記事でございます。問題点としては、最小幅員が車道幅員として5mほど、急カーブについては最小30mというカーブがございまして、それから、平面図に三角形で記載させていただいているところは、交通事故の箇所でございます。最近10年間で、6件ほど交通事故が発生している状況でございます。

位置図の次のページ、評価調書により事業の内容を御説明いたします。事業期間としては、平成29年から平成36年、総事業費は16.2億円、延長が1,600mのバイパス工事でございます。幅員は、車道が6.5mで全体の幅員が12.0m。片側歩道を計画しております。この前後も歩道がついていまして、歩道が繋がるという形になります。また、前後も改良済み区間でございまして、ここが終わると一連の改良区間となります。1,600mの延長の中にはトンネルが160mのものが1本、それから橋梁が60mの

ものが1本ございます。

めくっていただいて2番の所管課の一次評価というところでございますが、必要性としましては、先ほど申しあげました急カーブがある地点ということと、昨年、平成27年に急カーブで死亡事故が発生しているということでございます。それから緊急性としましては北秋田市総合計画の中で重点プロジェクトにあげられていることと、道路構造令の基準を満足していないということ、それから先ほど申しあげましたけども、起点側・終点側共に改良済みであるということ、ここを改良すると一連の改良区間になるということであり、有効性としましては緊急輸送道路に指定されているということで、北秋田市民病院へのアクセス路線ということでございます。それから効率性に関しては、費用便益比が2.3あります。それから計画交通量としまして4,200台/日を見込んでおります。熟度としましては、北秋田市地区あるいは大阿仁地区中央連絡協議会、阿仁自治会長から要望書が出されてございます。判定としましては、87点ということでランク「I」に位置づけられております。以上が幸屋渡工区の概要でございます。よろしくお願いいたします。

小野（河川砂防課長）

それでは、引き続きまして河川砂防課事業の新事業箇所について御説明申し上げます。河川砂防課所管の事業につきましては、県一新一05から07までの3件でございます。05及び06につきましては、土石流対策として砂防堰堤等を整備するという事業になっておりまして、通常砂防事業ということでございます。07が地すべり対策事業というふうになります。今回御説明いたしますのは、一番事業費が大きくなっております07の地すべり対策事業につきまして説明を申し上げたいと思います。

07の資料の5枚目にA3の綴じ込みの資料がございますので、それを御覧ください。はじめに事業の位置なんですけれども、真ん中に横長の図面がございます。その中で、右から左に青い線がございますけれども、これが内陸線を表しておりまして、内陸線の駅でいきますと阿仁前田駅というのがございますけれども、そこと阿仁合駅の間、阿仁前田駅から阿仁合駅に5kmほど進んだところに集落、小湊駅というのがございます。この周辺の田んぼでは、田んぼアートがなされている田んぼがございます。道路の目印としましては、四季美館とか森吉山ダムとかそういう施設がある近くということで御理解をいただければと思います。そうしたところで、真ん中に①ということで写真の番号載ってまして、矢印が載っているところがございますけれども、ここが地すべりブロックということで今回地すべりの変動が確認をされたと、この3月からの融雪期にかけて地すべりの変動が確認されまして、広く調査をしたところ、写真の①にクラックが写真として載っていますけれども、この斜面の上の方にこういうふうなクラックがあって、地すべりだろうということが判明をしてきたという箇所でございます。この斜面の下には、左下に写真がございますけれども、斜面の下に山側から順番に北秋田市の市道がございまして、その隣に内陸線の鉄道があると、さらにその隣に1級河川である阿仁川が流れているというような位置関係になっている箇所でございます。地すべりの大きさとしましては、幅的には河川方向には300m、下に断面図がございますけれども、断面図で山方向、奥行きとしましても300mほどあるというような地すべり土塊があるということが、今見込んでいるところでございます。真ん中の図面なんですけれども、これは何を表しているかといいますと、被害想

定をしている図面でもございまして、この地すべり土塊が仮に滑ってきた場合にどうなるかというものを、想定している図面になってございます。地すべり土塊が滑った場合、鉄道、市道はもちろんなんですけれども、阿仁川に土砂が当然堆積をして堰き止めてしまうということになります。そうした場合に、上流側では当然湛水といいますか、水が溜まってしまいます。その区域がどこまでかというのが、この湛水区域3.2kmという想定になるということでございます。下流側につきましては、溜まった土砂が水とともに流れるという土石流的に流下するというのもシミュレーションをしますと、土砂流出予測範囲6.4kmと書いておりますけれども、一部河川外にも氾濫するというようなことで、その1.2km区間は氾濫をしていくというようなシミュレーション結果になってございまして、上下流で被害の想定がされるということでございます。その結果として、上の方の枠の中に保全対象と書いている部分がございますけれども、要は被害を受ける対象になるのが、人家51戸とか集会所、小屋、橋梁、駅、市道というような形で被害を受けるということで、早急な地すべり防止施設の整備ということを行わなければいけないということで、新規事業化を実施しようとするものでございます。

なお、現在の状況なんですけれども、断面図のところに水色で横ボーリング80mと書いている部分があるかと思えます。これは、応急的に地下水を抜くために既に実施をした工法になりますけれども、この80mの横ボーリングを20本ほど山に向かって打ち込みまして、今地下水を抜いているという状況になってございます。

次に、評価調書の方に戻りまして、1ページ目になりますけれども、事業の概要のところでは事業期間としましては、来年度から平成38年度までの10年間ということで、これは観測等を含めた期間ということで御理解いただきたいと思えます。総事業費は、最大で25億円程度ということで見込んでおるところでございます。事業の内容としましては、集水井工4基などの地下水排除です。それと、アンカー工とを今想定をしているところがございます。

2ページ目に移りまして、所管課の一次評価ということでございますけれども、必要性につきましては今説明しましたとおり、非常に地すべりが発生しますと大きな被害が想定されるということで、どうしても地すべり対策の施設の整備というのが必要であると考えております。緊急性も同様に地すべりの場合、いつ動くか分からない。一番動きやすいのが融雪期と、一番水が地中に入り込む時期になるんですけれども、そのほかにも台風や大雨とかいろんなことが想定されますので、緊急性はあると考えております。施設の有効性というのは、いろんな地すべり対策として既に実績がございますので、そういった整備によって地すべりの抑制が図られるということで有効性もあると考えてございます。効率性なんですけれども、費用便益比、1.21ということで1以上になっておりますので、効率性もあると考えてございます。熟度につきましても、北秋田市さんや秋田内陸線等からの要望もございまして、熟度も地元の認識もあるということで、これも高いと評価をしております。トータル的に評価点としましては、91点ということで非常に高い評価をしているところがございます。その結果として、二次評価及び新規選定会議においても、事業の実施は妥当であるという評価をいただいているところがございます。以上で説明は終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

松渕委員長

ありがとうございました。ただ今の建設課所管の7件のうち3件について説明がありましたが、3件に限定せず7件の諮問箇所に対して何か御質問ございませんでしょうか。

込山委員の方から書面でご意見を頂いてございます。ちょっと御紹介いたします。

全体をとおして農林水産部及び建設部のいずれの事業も総合的に評価して重要なものであり、計画通り進めるべきと考えます。特に建設部の事業は防災、安全面から急がれるものであると考えます。1点、建設部の建一新一1の八幡根岸線について、周辺の公共施設、特に子供や生徒が利用する道路であり、今回の事業の中で整備が急がれることを願います。一方立ち退き等が多い事業となり、地権者との交渉が心配されますが、これについてお答えをお願いします。

柳沢（都市計画課班長）

今の御質問についてお答えいたします。地権者との交渉についてですけれども、実際は事業化するこれから進んでいくことになるんですけれども、沿線の地域住民の方々に組織された「八幡根岸線早期着工を願う会」というものがございます。こちらの方が、過去5回ほど県の方に要望にきておられて、その中で平成27年2月の要望の際に、この事業箇所の地域の住民の方々、それから幼稚園がありますので幼稚園を利用されている方々、合わせて160名の方々の署名、捺印された署名簿を併せて提出されました。このことから地域の方々にとっては、非常にこの事業を待ち望んでいるという状況ですので、今後事業化された際にも用地の取得についても、御協力いただけるものと思っております。以上です。

松渕委員長

ありがとうございました。ほかに御意見ありますでしょうか。

藤原委員

非常に細かいですが、今お話のあった根岸町工区の地図で幼稚園になっていますが、これ幼稚園なのです。このあと終了のときに評価が出てくると思うので、字の訂正をお願いしたいと思います。あと地図見てもそういう立ち退きが多いだろうなというのは、私もこちら辺よく通っているのでわかるのですが、最近新築されたお家が大変多かったようなものがありますので、そういった合意形成ですとか、新しい道路と今ある道路との間の空いている、白地になっている部分はどうなるのかなというのが一つ疑問がありました。

幸屋渡の事業の新一02では、トンネルと橋が新たに作られるということで、これは道路の安全面で、私は女性なので冬場の運転、特に冬の凍っている橋は怖いというのがありますので、根本的な安全対策がとられているのか教えて頂ければと思います。

柳沢（都市計画課班長）

新一01根岸町工区についてですけれども、現道と新しくできる道路の間に白く残ってしまう部分ですけれども、こちらの方は県のこの事業の中では、買収という形には残念ながらなりません。残った土地の所有者の方は、この場所でもう一度住宅を建て直して住まわれる方、もしくは残った土地をほかの方に売っていくなど、いろいろなパターンがあるかと

思います。これについては今後用地交渉していく中で、土地所有者の納得するような形でいろいろ協議していきたいなと思っております。

松淵委員長

14. 5億円の中には用地の買収費も入っていますか。

柳沢（都市計画課班長）

はい、入っております。

菅原（道路課長）

国道105号の幸屋渡工区のトンネルと橋の安全については、元々現道が非常に急カーブが多かったところで、図面を見ただけだと三角印で事故の箇所を示していますが、R30だとかR50という箇所で事故があるということです。どうしても道路を山側に追い込んでいくということがございましてトンネルをつくるということとなりますが、新しい道路には急カーブがございませんので、安全になると認識しております。橋の上についても急カーブ等も入っていないので交通安全的には大丈夫であるという認識です。以上です。

松淵委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

齊藤委員

齊藤でございます。地すべり対策についてでございますが、こちらの方は緊急性が高いということでお伺いしていて、応急措置もされていらっしゃるということだったんですけども、今人家が51戸あるということですが、地すべり対策がさきほど10年後ぐらいです。その間、緊急性が高いところで長期間10年以上、すぐやらなければいけないと考えられると思うんですけども、地域住民の方々にはこういった地すべりの現状をお知らせしているとは思いますが、それによって移転するとか、ちょっと危険なところから出たいというようなご意見があるのかどうかというところは、御意見をいただいているかどうか教えていただければと思います。

それと、地下水を抜いているという応急対策でどのくらいまでもつ予定、緊急で災害が起きているということで緊急性があると思いますから、予定というのはないでしょうけれども、どのくらいの期間この地下水を抜いている状況でもつかというところが、個人的にちょっと気になるところでございました。それから、この砂防ダムのもそうなんですけれども、私以前にも言いましたけれども、なるべく工事期間が長いものに関しては、やはり将来的にそこにどのくらいの人がいらっしゃるのか、またこういう機会に、できれば県で進めているコンパクトシティの観点をちょっと入れていただいて、なるべく人命に年齢も何もないとは思いますが、やはり効率的な県全体としての運営ということを考えていただいて、全体的に集落でまとめて移転するとか、そういったところも頭の中で考えながら、こういったところを認定していただければなと感じております。以上でございます。

小野（河川砂防課長）

はじめに集落等への説明、一番最後に小淵集落がございまして、この集落の自治会長さんになるんですけども、その方には説明をしております、我々としては被害が出ないような対策をとるということなので、それをまず住民の方々は信用しているということになるかと思うんですけども、まとめてそこから移転するというのは、そういう話については話をしております。出先の方からもそういう話が出ていたとは聞いてはおらないところでございまして。今ある地すべりを止めるということに集中するわけですけども、そのために応急的に横ボーリングをやりました。横ボーリングをやりながら、地すべりは常に観測と対策なんです。常に、やった効果がどのくらいあるかというのを常にモニタリング、今計器を設置しておりますので、その計器を見ながら動いたとか、動かないとかそういうのをやって、必要であればまた次の対策をやっていくというような流れになりますので、いつまでという概念はちょっとなくて、やって効果がなければまた次の手段を考えながら足していくといたしますか、そういうようなことで今向かっているところでして、差し当たり、また今度融雪期が、来年度、春にきますのでそれに向かって、別の応急措置を今考えておまして、補正予算の方にも要求をさせていただいている対策もございまして、そういうのをやりながら来年度、恒久的な対策を急いでやっていくと、10年かかると言ったのはその施設を作るのに10年という意味ではなくて、施設をある程度最初にどんと作る、例えば集水井を2基とかを一気にやって、それでまた水を抜くんです。地下水排除が基本になるようなものですから、その抜いたあとまたモニタリングをして、その効果がどうかというのを評価しながらまた次の、急ぐ程度がまたそれで決まってくると思いますか、そういうような形でやっていきまして、最後は設置したあとは何年か今度は観測するだけの期間もあるというような状況の中で、今10年の想定をしているというような内容の事業でございまして。

あと、砂防堰堤をやるところの集落の話というのは、いろいろな考え方があると思いますけれども、なかなかその地域に執着といたしますか、自分の土地というところがございまして、それを前提に交渉ということはしなくて、やっぱり守るために入っていくというのが我々としては前提になるものですから、そこの辺りはちょっとアプローチの仕方が違うのかなと。委員のおっしゃるところも分かるんですけども、防災という観点でいきますと、そこに人を守るという観点で入っていくという認識をしているところでございます。

松淵委員長

これは、河川も国道もあるので、それらを守るという観点もあるのでは。ほかにございませぬでしょうか。土砂災害の危険箇所点検を行っていると思いますが、そこら辺の進捗状況について御説明頂ければと。

小野（河川砂防課長）

7, 685カ所という危険箇所がございまして、今土砂災害警戒区域に指定をしようということで、指定を進めておりますけれども、この進捗率ということでお答えをしますと、8月末現在で7, 685カ所に対して、43.8%ということになってございまして。これ

は毎月また変わっていきます。指定率という意味では、基礎調査の方は調査をして、調査をした結果で指定をしていくという流れになりまして、今年度の分、調査を今、しておりますけれども、調査の進捗としては27年度末で、今年の3月末で48%という数値になってございます。5年間で100%にするということで、今そちらの方に予算をつぎ込みながら、進捗を図っているという状況です。

松淵委員長

膨大な数値であり、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかにございませんでしょうか。

徳重委員

今一連のお話に関係するかと思ひますけれども、7,000カ所以上の危険箇所があつて、その中でおそらく緊急性が高いところからまず手をつけられると思ひんですが、今後難しい質問かもしれませんが、どこから手をつけていいのか選択をせざるを得ないようなときがおそらくやってくると思ひます。その辺の考え方というか一般論ですけれども教えていただけないでしょうか。

小野（河川砂防課長）

今回も横手の箇所ございませすけれども、そこが要配慮者利用施設ということで、福祉施設とかお医者さんとかというところがございませすけれども、そういう施設があるところを重点的に、国の重点目標にもなつてゐるものですから、そこを重点的に、ハード対策を進めるといふのが国の方針でもあるといふ中で、今はそこに重点をしてゐると。ただその中でも、結果として土砂が流出、そういう施設がなくても土砂が流出して災害が出たといふところも発生してしまふわけですね。そうなると、そちらにも注力をするといふことで、この赤田の方は新聞記事に載つてゐましたけれども、被害がなかつたんですけれども土砂流出の実績があるといふことで、優先度が高いといふ中で今進めてゐるといふ、この2つが重点的に箇所の選定の方、最初の入り口としてはそういうところがございませして、そのあと避難路ですね、避難路が関わるものといふのが3番目にきて、土砂流出のところは災害が起きなければ減つていきますので、災害時の要配慮者利用施設の次には、避難経路とか避難路とかあるところを急いでやるというよふな考えの中で進んでおります。赤田につきましては、集落の中をずっと県道が走つてゐるんですけれども、それらが避難路の役割を果たすという側面もあつて、一気に一つの事業の中でやつてしまふといふ考えを今とつたところでございませす。

徳重委員

そうするとやはり、高齢者施設やあるいは比較的集落が多いところからまず手をつけていくといふことですね。もう一点、105号についてなんですけれども、県北にかなり狭隘なところがまだたくさん残つてゐるかと思ひますけれども、105号全体からするといふような狭隘な箇所等を整備する、対応してゐる割合といふのはどのくらいなのか、今後の整備の方向として、大体これくらい終わつてゐる中のどの辺りの位置づけなのか教えて頂ければと。

菅原（道路課長）

各路線ごとの改良率を出しているんですけども、105号は、まだまだ対策が必要などころがあります。大覚野峠の西木の方にはまだ縦断勾配のきついところもありますし、カーブのキツイところもありますので、必要な箇所だとは思っております。ただ、今のところ事業費がかかるとかB/Cの問題もありますので、その辺を検討しながら進めていかないといけないなと思っております。

また、ここは地域高規格道路に指定されてございまして、高速道路を補完するような道路として地域高規格道路がありますが、段階的に候補路線、計画路線、調査区間等の段階を踏んでいくこととなりますが、まだここは、候補路線ということで計画路線に上がるように、努力していきたいと考えています。

徳重委員

その箇所の中で、どこの箇所を改良していくかという順番はあるんですか。

松淵委員長

地域高規格道路のどこを優先にしましょうかということを検討する幹線道路検討委員会がありまして、私は委員長を仰せつかってございまして、要は105号線大曲鷹巣道路を優先にしようとなつていますが、そのなかで工区を10区に分けてまして、優先の候補を決めようということ、先ほど話しがあった大覚野峠、そこを最優先にしてなつています、そこまで決めています。ですから、このあとは予算をどうやってつけていくかという、そういう段階になっています。いずれそういうことで、105号線を高速道路の次に優先に整備し、大覚野峠をやりましょうと。

徳重委員

東北縦断道の延長線という位置づけでしょうか、105号ということで、湯沢横手道路の延長線で幹線道路に指定したということでしょうか。

松淵委員長

地域高規格道路で4つ今まで指定されており、まず高速道路を優先にしようということで、ちょっと寄せられていたんですけども、高速道路の完成が見えてきたので、4つのうちどれを優先的に整備するかということで105号線を選び、しかも最優先の工区は大覚野峠とそこまで決められています。そういうようなところで、この工区をやって頂くということは、105号線を最優先の路線として決めた委員長としては大変嬉しく思っています。

徳重委員

ありがとうございます。

松淵委員長

ほかにございませんか。トンネルの費用はどのくらいですか。

菅原（道路課長）

細かい数値が手元にありませんが、1 mあたり大体350万、400万ぐらい。ですから6億円くらいかかるのかなと。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

込山委員から農林水産部の方にも御意見をいただきましたので、さかのぼってとちょっとご紹介したいと思います。農一新2の下新城笠岡西部地区ですけれども、女性が農業で活躍しやすい環境整備について、その際今回の事業との関連で御説明していただきたい。例えばということで農作業の身体負担軽減ですとか、広い農地で作業する場合のトイレの問題とか、建設現場ではこうした点への配慮が進んでいますということで、その辺についてどうでしょうか。

伊藤（農山村振興課長）

農一新02の下新城笠岡西部地区ですけれども、女性の方が地区内で活躍している地区ということで計画が組まれています。A3資料を見ていただくとお分かりになると思うんですが、例えば、トマト、枝豆、オクラ、アスパラ、ネギといった野菜を生産する計画になっており、いわゆる重量野菜というのがありませんで、女性の方でもあまり体に負担をかけずに生産できるものであります。また加工しやすい野菜を選んでいて、それをジャムにしたりとか、野菜のキッシュにしたりということで、その加工までを見据えた女性の能力を活かす計画となっているのがこの地区の特徴でもあります。

また、トイレという話がありましたけども、ハウスとかの近くだとか、あるいは加工所の敷地内に隣接しているということで、この地区に関してはその点でも支障が出るような状況ではないということです。なお、ほ場整備事業そのものでトイレを整備することは、事業の対象となっていませんが、おそらく収穫物が穫れると出荷所に持って行くなど、結構動きがあるものですから、その都度、トイレの近くに行った時に用を済ますことで足りているので、あまりほ場整備に関して農家の方からトイレを整備していただきたいという要望はありません。一方で、例えば集出荷所ですと、ずっとそこに長くいて作業をするものですから、やっぱりトイレが必要ということになるのですが、ほ場整備に併せて作業所とか集出荷所や休憩所などを別の事業で整備する、例えば6次化の事業ですとか、園芸メガ団地の事業で整備をしようというケースも多くなってきていまして、そういうものについては、トイレの整備も対象になりますし、例えば単にトイレを整備しようということではなくて、トイレの入り口にも目隠しをして、ドアを開けても中が見えないような工夫をして、整備を進めているようなケースも見受けられる状況であります。

松渕委員長

それから先ほど説明あったかもしれませんが、小水力発電について年間どの程度安定した発電ができるのでしょうか。

瀧川（農林水産部次長）

そのついでと申しますか、先ほどの説明に誤りがありましたので、少し補足、修正をさせていただきます。由利本荘市土地改良区の抱えている水路とか施設は、年間の維持管理費で億のオーダーがあると申しあげましたが、今確認しましたところ、5,000万円程度ということでしたので、600万円のインパクトはなかなか大きいという事が言えると思います。それから、由利本荘市土地改良区で3つ目と申しましたが、2つ目の誤りでした。1つは、隣のかほ市の土地改良区の方で今年発電を開始したのがお隣にあるんですが、それと混同してしまいました。また、にかほ市の土地改良区で今年発電開始した施設のタービン、発電機は県内製造でありました。そこも修正いたします。今の御質問については、年間約600万円、差引で収益というか身入りとなります。以上です。

伊藤（農山村振興課長）

ちょっと併せて補足で説明させていただきます。資料では年間292日の発電日数となっているんですが、基本的には年間通して水が流れて、田んぼに水を使う時期であっても0.368立米が流れていく状況です。ただ、水不足等が発生しますと、どうしても田んぼで使う水以外は流さないということも出てきますので、そういったことを過去のデータからはじいて固いところの計算で、年間292日は水を流すことができる計算をしていますので、水不足とかが発生しなければ、さらに安定して稼働する施設となっております。

松淵委員長

ありがとうございました。それでは全体を通して何かご意見とか御質問ありませんか。

徳重委員

結構細かいところ、ほ場整備のところ教えてください。例えば農一新-01で公共事業箇所評価基準とございますが、評価基準の中で必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度とありますが、受益者の高齢化状況が緊急性に入っているということは、これは要するに高齢化された方が多いと、ほ場整備をすることによって農作業上の効率化が図れるので、高齢化状況が高いと点数が高いという評価になっているという理解でよろしいでしょうか。

伊藤（農山村振興課長）

今ご指摘のように、高齢者の方も省力化することで、効率的に農業できるようになるという点では緊急性もありますし、このまま手をこまねいて、このままにしておきますと、どんどん高齢化して行って、次の世代の人に引き継ぐ時になって、そんなに手間のかかる農地じゃできないよということも想定されますので、そういう意味でも高齢化率が高くなっている地域については、事業実施の要請が高いものというように評価基準等は設定しております。

徳重委員

次世代の方を確保していくためにも、ほ場整備を推進していくということですね。

瀧川（農林水産部次長）

この事業が始まってから終わるまで6年、7年かかりますので、その後の営農の体系、どういう方がどういう状況で営農しているか分かりませんが、このままの田んぼの状況では、若者の写真をつけさせていただきましたが、この方も今の状況では思い描く営農ができませんし、事業しなければ高齢者の方々がリタイヤしていき、耕作放棄地になってしまふ。そういう意味で緊急性としています。

徳重委員

今回、横手の地区以外は全部高齢化率が10%以上で高齢従事者がいます。横手でも25%、必要性というか高齢化がすごく進んでいる地区と、既に若い人たちがやろうとしている地区、2つの地区があるんだなということを感じましたがそういう理解でよろしいですか。

伊藤（農山村振興課長）

実は高齢化の評価と併せて、昨年度の委員会で、後継者がいるということも評価を高くしてもいいのではないかとご指摘をいただいていたので、今年度の評価基準の中には、有効性の評価の中に若手就農者の候補の方がいるかどうかということも評価基準に加えさせていただきました。

徳重委員

ありがとうございます。

齊藤委員

それに関連して、若手就農者のことなんですけども、02のところなんかは40代1人、30代1人ですよね。若い方も見受けられたのに就農候補者なしというところもあり、若手就農者は0なんですけど、就農候補者20代2名というところもありました。それがどういう観点で就農者というのを、さっきお話あった認定がどういうものなのか、そういったフォローしてくださる若い女性の方々、そういった方たちはこの点数の中に入っていないのかというのが、ちょっと不思議に思ったので教えていただければと思います。就農候補者の定義があれば。

伊藤（農山村振興課長）

後継予定者ですが、この事業を進めるにあたって、地元と営農計画を色々と議論する中で、後継者として予定している子どもさんなりがいるかということも確認して、計画を立てますので、そこは御本人からの聞き取りでやっています。

齊藤委員

できれば若い女性の方とか、御夫婦でやっているんだったら1人じゃなくて、2人とも就農者でもいいんじゃないかと思ったりするので、そういったところも評価に入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤（農山村振興課長）

検討させていただきます。

松渕委員長

若手就農者がいるのかどうか、従事者の高齢化状況のバランスを見ながら常に見直ししなければいけないことです。

松渕委員長

ほ場整備で各事業計画がバラエティーに富んでいて、まさしく米だけ作るのでは秋田県の農業がダメになるので方向転換して周年栽培のサイクルが必要だと思うんですが、そういうところの手助け、インフラ整備につながる。それから、県外とか海外輸出のお話がありましたけれども、食料自給率は高いですが、食料品の県内調達率は平成16、17年で36%なんです。ですからそれを上げるためにも色々な施策を進めていただければ。その手助けになる事業が基盤整備事業なのかなと思います。

それでは、意見が出揃ったということで、委員会としての意見を集約したいと思います。

今日出ました各委員の意見を今後の業務を行う上で参考としていただくものとしまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針について「可」と決定してよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

松渕委員長

ありがとうございました。

それでは県の対応方針を「可」とするものということで決定いたします。

以上で審議を終わります。御協力ありがとうございました。

司会

松渕委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

なお、本日出席予定でした井良沢委員につきましては、先週岩手県で発生しました台風による土砂災害等の対応のため、欠席ということで御連絡をいただいております。

それでは、次第7のその他として次回開催予定について、説明させていただきます。

昨年度、第2回の委員会は12月14日に開催しております。今年度につきましては、10月下旬から11月上旬に開催したいと考えております。皆様に本日、午前か午後を記載した日程確認の用紙をお配りしておりますので、出席の可否につきまして後日FAX、または電話等で御連絡くださいますようよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、御確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。長い時間の御議論ありがとうございました。